



報道発表資料

山形労働局発表
平成26年6月9日

担当	山形労働局雇用均等室	
	室長	宮村 雅江
	地方機会均等指導官	長島 純
	電話 023-624-8228	

平成26年7月1日より「改正男女雇用機会均等法令」が施行されます！
『男女がともに働きやすい職場づくり推進セミナー』を開催します
 ～6月は「男女雇用機会均等月間」です～

山形労働局（局長 ^{もりた ひろし} 森田 啓司）では、今年7月1日より施行される改正男女雇用機会均等法施行規則・指針等の周知徹底を図るため、下記のとおり、男女雇用機会均等月間である6月に県内4か所で「男女がともに働きやすい職場づくり推進セミナー（改正均等則・指針等説明会）」を開催します。

雇用の分野における男女格差の縮小、女性の活躍促進を一層推進するため改正された男女雇用機会均等法施行規則・指針等が平成26年7月1日より施行されることから、改正内容のポイントを始め、従前より同法で求められていた職場のセクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産に係る母性健康管理措置等について、次のとおり山形県との共催によりセミナーを開催します。

	日時	定員	会場
置賜	平成26年6月18日(水) 13:30～15:30	120名	アクティー米沢（米沢市）
最上	平成26年6月19日(木) 13:30～15:30	80名	最上広域交流センターゆめりあ（新庄市）
山形	平成26年6月23日(月) 13:30～15:30	180名	山形ビッグウイング（山形市）
庄内	平成26年6月26日(木) 13:30～15:30	100名	いろり火の里（三川町）

※15：30閉会后、個別相談コーナーを設け、16：00まで個別相談を受け付けます。

添付資料（添付略）

- 平成26年7月1日から改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます
- 男女がともに働きやすい職場づくり推進セミナー（改正均等則・指針等説明会）開催案内